

第2章 文化を取り巻く環境の動向

1. 社会の動向

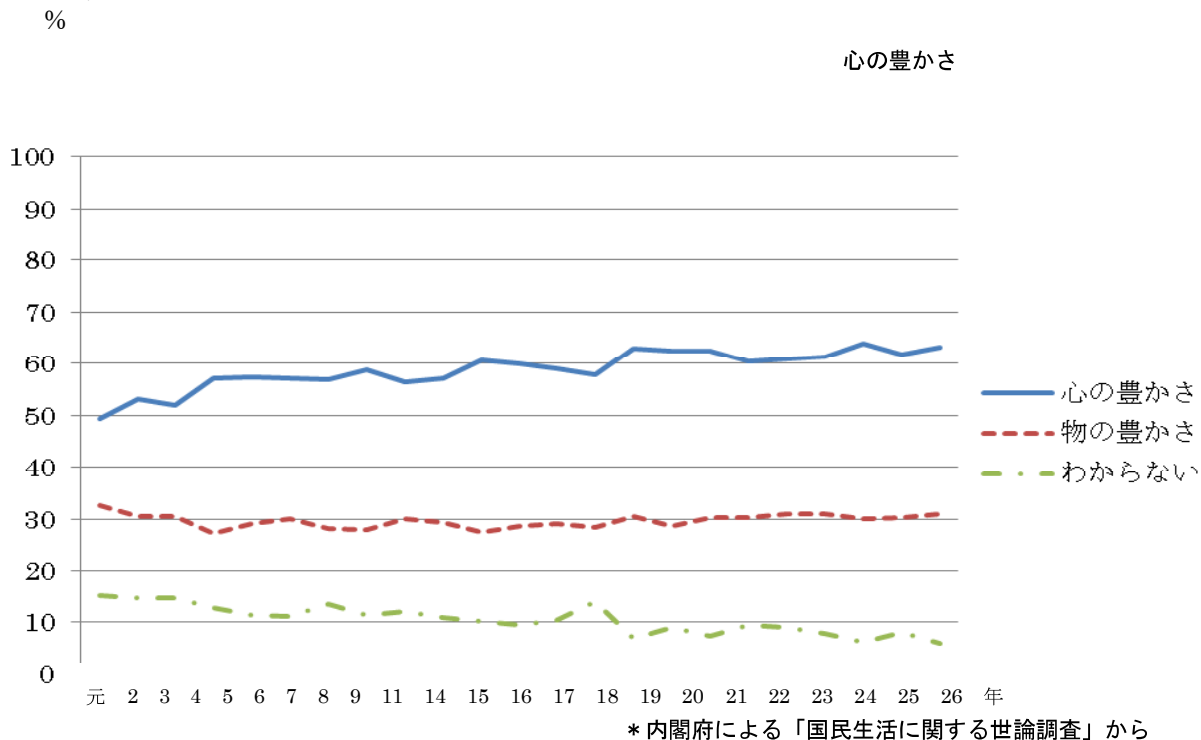
(1) 価値観の多様化

国民が多様な価値観に基づき自己実現を図るというライフスタイルが定着するなど、「物質的な豊かさ」より、精神的な安らぎや潤いのある生活など「心の豊かさ」を重視する傾向は近年になってほぼ固まりつつあります。

平成26年に実施された内閣府による「国民生活に関する世論調査」においても、『今後の生活で大切なものとして、「物の豊かさ」「心の豊かさ」の二つの考え方のうち、どちらが近いか』という質問に対し、「心の豊かさ」を選択した人が約60%となっています。

一方で、コミュニケーションの不足や経済効率を優先するあまり、他人への思いやりや配慮が乏しくなる社会傾向も指摘されているところです。

このような社会においてこそ、文化は、私たちに楽しさや感動を与え、精神的な安らぎや生きる喜びをもたらし、社会生活を豊かにするものとして、また、課題解決のための創造力を育み社会に活力をもたらすものとして、その役割がますます期待されています。



(2) 少子高齢化の進展と活力ある地域づくり

本市においても、「高齢化」「人口減少」が進行し、2022年にはほぼ4人に1人が65歳以上になると予測されています。

このため、地域での様々な文化活動の運営や実践を担う青年や成人が減少するとともに、それを受け継ぐ子どもたちも減少するなど、地域の個性豊かな伝統文化の継承・発展に支障が生じることが懸念されています。

また、少子高齢化により地域自体の活力の低下が懸念されており、魅力ある文化が郷土への誇りと愛着を深め、地域住民共通のよりどころとして、活力ある地域づくりに寄与することも期待されています。

(3) グローバル化の進展

情報通信技術の発達に伴い、人やモノの流れのみならず、情報、資本などが国境を越えて自由に移動するというグローバル化が進んでいます。

しかし、各分野で導入されているグローバル・スタンダードは公平性を担保する一方で、国際社会を同質化させ、我が国独自の伝統文化の継続性を薄めていくという危険性もはらんでいます。

こうした中、我が国の伝統文化・芸能を十分に知り、異なる歴史的背景や文化を持つ他の国や民族との相互理解を深めることが、多様な文化の共存による世界平和につながるものです。

(4) 高度情報化社会の到来

インターネットやSNSの普及に象徴される情報通信技術の発達は、地方においても多様な情報の受発信が可能となり、国を超えたやり取りの機会や女性・高齢者などの活躍の機会を増加させています。

また、デジタル技術の進歩はコンピュータ・グラフィックスを始め、新しい表現手段を創出し、創作活動の範囲は大きく広がっています。

一方で、人間関係の希薄化を生み出し、現実社会への適応能力の低下をもたらす一因となるなど、負の側面も指摘されています。

このため、情報の効果的な活用によるコミュニケーション能力の向上や他人を思いやる心を育むという面で、文化の役割が見直されています。

(5) 環境意識の高まり

戦後の高度成長期以降、急激な都市化や生活様式の変化などに起因する環境の異変は、様々な現象が関連しあって、私たちがかつて経験したことのない地球規模での大きな環境問題になっています。

このようなことから、国際条約の締結や政府による環境保護対策などの取組が行われるほか、近年、市民の環境意識の高まりと連携した、市民参

加による生態系の保護や自然と共生しようとする活動が各地で活発化しています。

このような市民主体による環境保護活動と相まって、史跡・名勝・天然記念物などの文化財保護活動につきましても、各地で保護活動が高まっています。

2. 国の動向

(1) 文化芸術振興基本法の制定

ア 法の制定経過

文化芸術の意義に対する国民の認識の高まりを背景に、文化芸術全般にわたる法律の制定について、文化関係者からの要望に基づき国会議員による検討が行われ、議員立法による「文化芸術振興基本法」が、平成13年12月7日に公布、施行されました。

イ 法の目的

法の第1条は、「この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることにかんがみ、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動を行う者の自主的な活動を旨として、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする」と規定しています。

ウ 文化芸術の振興に当たっての基本理念

文化芸術の振興に当たって、次の8項目の基本理念を定めています。

- ・文化芸術活動を行う者の自主性を十分に尊重する。
- ・文化芸術活動を行う者の創造性を十分に尊重し、地位の向上を図り、能力が発揮できるようにする。
- ・文化芸術を鑑賞、参加、創造することができる環境を整備する。
- ・我が国の文化芸術の発展を図り、ひいては世界の文化芸術の発展に資する。
- ・多様な文化芸術の保護及び発展を図る。
- ・地域の人々により主体的に文化活動が行われ、各地域の特色ある文化芸術の発展を図る。
- ・我が国の文化芸術を世界へ発信し、国際的な交流、貢献の推進を図る。
- ・広く国民の意見が反映されるよう配慮する。

エ 国・地方の責務**① 国**

基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的に策定し、実施する責務を有しています。

② 地方公共団体

基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、実施する責務を有しています。

オ 文化芸術の振興に関する基本的施策

法第8条から第35条までは、音楽や美術、演劇などの芸術の振興、有形・無形の文化財等、伝統芸能、生活文化、国民娯楽などの27項目について、その振興に必要な施策を講ずるよう規定しています。

(2) 文化芸術に関する基本的な方針（第4次基本方針）

国は、平成27年5月22日に文化芸術振興基本法に基づき、今後おおむね6年間を見通した「文化芸術の振興に関する基本的な方針」を閣議決定しました。

ア 我が国が目指す「文化芸術立国の姿」

- ・子どもから高齢者まで、あらゆる人々が我が国の様々な場で、創作活動へ参加、鑑賞できる機会等を、国や地方公共団体はもとより、芸術家、文化芸術団体、NPO、企業等様々な民間主体が提供している。
- ・全国の地方公共団体、多くの文化芸術団体、文化施設、芸術家等の関係者により、世界に誇る日本各国の文化力を活かしながら2020年東京大会を契機とする文化プログラムの全国展開等がなされている。
- ・日本全国津々浦々から、世界中に各地の文化芸術の魅力が発信されている。東日本大震災の被災地からは、力強く復興している姿を、地域の文化芸術の魅力と一体となって、国内外へ発信している。
- ・2020年東京大会を契機とする文化プログラムの全国展開等に伴い、国内外の多くの人々が、それらに生き生きと参画しているとともに、文化芸術に従事する者が安心して、希望を持ちながら働いている。そして、文化芸術関係の新たな雇用や、産業が現在よりも大幅に創出されている。

「第4次文化芸術に関する基本的な方針抜粋」

イ 基本的視点

人的資源の源泉

- ・我が国においては、人材が重要な資源であり、ハードの整備からソフトへの支援に重点を移すとともに、国民生活の質的向上を追及するためにも、人々の活力や創造力の源泉である文化芸術の振興が求められる。

公共財・社会包摂の機能・公共支援の必要性

- ・文化芸術は将来世代のために継承すべき価値といった社会的便益（外部性）を有する公共財である。また、文化芸術は子ども・若者、高齢者、障がい者、在留外国人等にも社会参加の機会をひらく社会的包摂の機能を有する。このような認識のもと、文化芸術の公共支援に対する考え方を社会的必要性に基づく戦略的な投資と捉えなおし、厳しい財政事情にも照らし、文化芸術活動を支える環境づくりを進める必要がある。

国際的な文化交流の必要性

- ・文化芸術各分野における国際的な交流の推進は、我が国の文化芸術水準の向上を図るとともに、イメージの向上や諸外国との相互理解の促進に貢献する。

社会への波及効果

- ・文化芸術は、広く社会への波及力を有しており、教育、福祉、まちづくり、観光、産業等幅広い分野との関連性を念頭において、それらを周辺領域への波及効果を視野に入れた施策の展開が必要。

多様な主体による活動

- ・文化芸術は、人間の精神活動及びその現れであることから、活動の主体の自発性と自主性が尊重される。その上できめ細かい施策が大切である。個人、民間団体、企業、地方公共団体、国などが各々の役割を明確化しつつ、相互の連携強化を図る必要がある。

地方公共団体における文化施策の展開

- ・地方公共団体においては、それぞれの地域の実情を踏まえた、特色ある文化芸術振興の主たる役割を担うことが期待される。

政策評価の必要性

- ・定量的な評価のみならず、定性的な評価を行うとともに、年度によって選択的に軽重を付した評価を行うことも検討する。

ウ 文化芸術に関する重点施策

文化芸術に対する効果的な支援

- ・我が国の文化芸術水準の向上を図り、その成果を広く国民が享受できる環境を整備する。

文化芸術を創造し、支える人材の充実及び子どもや若者を対象とした文化芸術振興策の充実

- ・文化芸術を創造し、支える人材の育成・充実を図り、もって我が国文化芸術の永続的な継承・発展を図る。また豊かな感性や創造性、コミュニケーション能力を育む機会を充実し、心豊かな子どもや若者の育成を図る。

文化芸術の次世代への確実な継承、地域振興等への活用

- ・国民的財産である文化財の総合的な保存・活用を図るとともに、文化芸術を次世代へ確実に継承する。また、文化芸術の地域振興、観光・産業振興等への活用を図る。

国内外の文化的多様性や相互理解の促進

- ・我が国の多彩な文化芸術を積極的に海外に発信するとともに、文化芸術各分野における国際交流の推進、我が国のイメージ向上等の促進に貢献する。

文化芸術振興のための体制の整備

- ・各施策を着実に講じていく文化振興のための施設・組織等の体制の整備を行う。

3. 県の動向

(1) 栃木県文化振興条例の制定

栃木県は平成20年4月1日に、文化の振興に関し、基本理念を定め、並びに県の責務及び県民等の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、文化振興施策を総合的に推進するために「栃木県文化振興条例」を制定しました。

(2) 栃木県文化振興基本計画の策定

栃木県は、平成21年に、栃木県文化振興条例に基づき、文化振興施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、基本的な方向及び施策に関する事項について定めた「栃木県文化振興基本計画」を策定しました。

■計画期間 平成21年度から10年間程度を展望したもの

■基本目標 みんなで育み、誇る「とちぎの文化」

■施策の方向

- ① 多彩な文化活動の促進
- ② 文化に親しむ環境の整備
- ③ 文化を支える担い手の育成
- ④ 伝統的文化の保存、継承、活用
- ⑤ 文化による地域の振興

4. 市のまちづくりの動向と文化の位置付け

(1) 第5次宇都宮市総合計画 【まちづくりの重点課題】(平成19年策定)

平成19年に策定された第5次宇都宮市総合計画基本構想は、少子・超高齢社会や人口減少時代などの時代潮流の下、市民の郷土への愛着や誇りを培う都市の文化を備えている成熟した「まち」の実現や高度な都市機能、広域的な圏域での拠点性や中枢性、独自の文化を備えた、魅力や風格あるまちづくりの要請の高まりなどを中長期的展望として捉えて策定した構想です。

この構想の愛称に含まれる「新たな成熟都市へ」という言葉は、時代の移り変わりの中でも、様々な価値観を認め合い、高め合いながら、本当の魅力や豊かさを維持・向上していける「輝き続ける都市」を目指していくことを表現しています。

この基本構想では、これからの本市のまちづくりを進めるに当たって「子育て支援の充実」や「高齢者の生活の質の向上」などの8つの課題を設定しています。

文化振興は、これらの課題に幅広く対応するものでありますが、以下に記載した3つの課題への対応が特に求められます。

①次代を築く人材の育成

複雑・多様化する社会経済環境において、より高度で専門性の高い人材が求められる傾向にある中で、本市では、教育環境や学習機会、地域の教育力を生かす仕組みが充実しています。こうした社会環境を生かし、次代の宇都宮を築き、担うことのできる意欲や能力、やさしさや思いやり、さらには新しい価値を創造しうる世界的で幅広い視野を持った人材を育成していくことが急務となっています。

②魅力ある拠点の創造

本市は、歴史的・地理的条件により、古くは日光街道と奥州街道の「追分の地」として栄え、現在に至るまで、交通の要衝都市として発展してきており、国土幹線として東西軸を形成する北関東自動車道も、間もなく全線開通を迎えます(※)。都市の個性の創出や地方都市の活力の向上が求められる中で、こうした恵まれた条件や社会環境を生かし、50万都市にふさわしい、人・もの・情報が活発に交流する高度な都市機能を備え、広域的な中心性や中枢性をさらに高めた、魅力と活力のある拠点を形成することが急務となっています。(※平成19年時点)

③都市の個性づくりと発信

本市には、歴史的な価値を持つ建造物、伝統文化や美しい自然、郷土食など、誇るべき固有の地域資源が数多く存在しています。それぞれの都市や地域が、その魅力や創意工夫を競い合い高め合う、都市間競争がますます激しくなる中で、本市固有の資源や地域特性などを生かし、独自の文化を創出し、都市としての個性を磨き上げ、全国にアピールしていくことが急務となっています。



(2) 宮っこ未来ビジョン(平成17年策定)

平成17年9月に策定した人づくりの指針となる「宮っこ未来ビジョン」では、「創造する力」を、21世紀社会を生き抜くために重要な能力と位置付けている。文化に関しては、自国の文化を理解し、異文化を受け入れ、それぞれの文化を生かしながら新しい文化を創造する「文化創造」の促進等を基本目標に位置付け、文化を通した「創造する力」の育成を目指しています。

また、文化創造に関して、乳幼児期・少年期・青年期・成人期・高齢期の各ライフステージの目標を設定しています。

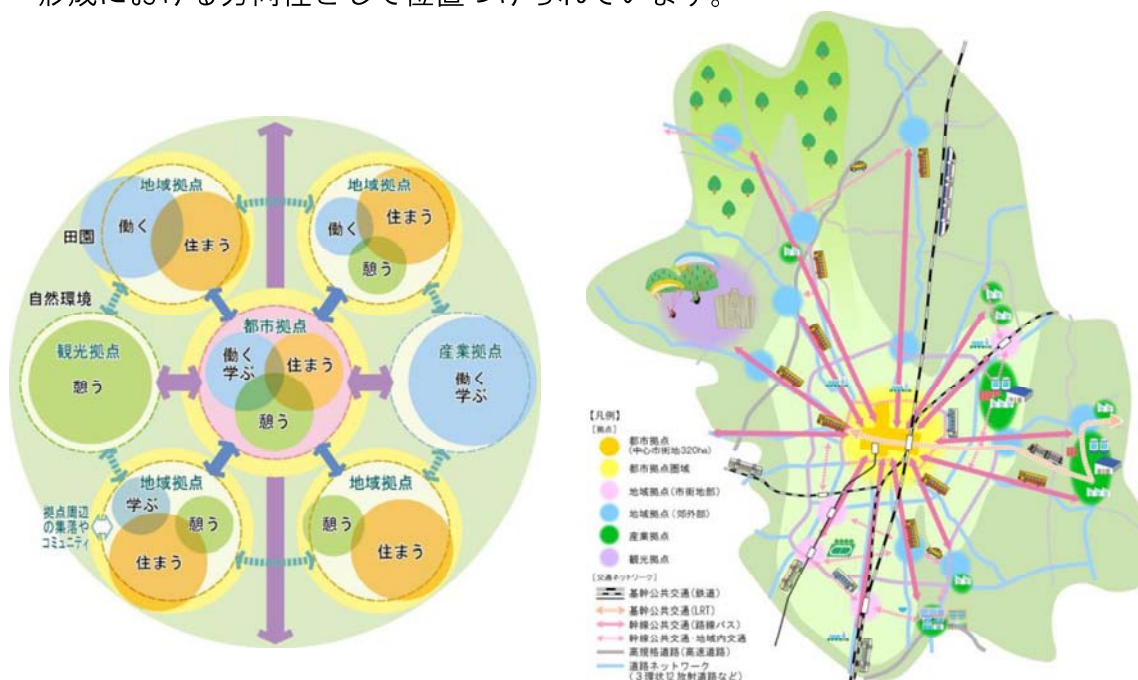
■文化創造の各ライフステージにおける目標

区 分	ライフステージ別の自分づくりに関する目標
乳幼児期	地域の自然に触れたり、祭りなど伝統行事に進んで参加するようにします。
少年期	進んで、郷土の歴史、伝統文化、芸術など多様な文化に触れ、体験できるようにします。
青年期	様々な文化芸術を学び、異文化交流を実践します。
成人期	多様な文化活動に取り組み、社会に生かすようにします。
高齢期	長年の文化活動で培われた経験と知識を社会に生かすようにします。

(3) ネットワーク型コンパクトシティ形成ビジョン(平成27年策定)

本市では、「第5次宇都宮市総合計画」で掲げた『ネットワーク型コンパクトシティ』を着実に形成していくため、21世紀半ばの2050年を見通した、これからのまちづくりに求められる機能を備えた本市独自の多核連携型の都市構造のイメージと、その実現のための具体的な推進方策を示した「ネットワーク型コンパクトシティ形成ビジョン」を平成27年に策定しました。

このビジョンにおいて文化・芸術は、以下のとおり、都市拠点形成するために集積・集約する都市機能として挙げられているほか、観光拠点の形成における方向性として位置づけられています。



① 都市拠点の形成

- ・市民の高度な学びを支えるとともに、日常生活から離れ娯楽や憩いを得るため、教育、文化・芸術、情報、娯楽施設など、全市的・広域的な都市機能を集積します。

② 観光拠点の形成

- ・地域固有の自然等を活かした観光資源を有し、これまでも「宇都宮市総合計画」や「宇都宮市都市計画マスタープラン」に位置付けられてきた、市北西部の「古賀志地域」や「道の駅うつのみやろまんちっく村」を含む、「大谷周辺地域」を観光拠点とします。
- ・地域資源、歴史や伝統・文化を生かした特色ある地域空間の創出を図ります。

(4) 宇都宮市まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成27年策定)

平成27年に策定した宇都宮市まち・ひと・しごと創生総合戦略は、将来目指すべき人口目標を設定し、21世紀の半ばの2050年を見通した長期的な視点で、まちづくりの方向性について示した「宇都宮市人口ビジョン」の着実な実現に向け、今後5か年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめたものです。

この戦略は、人口の「自然動態」、「社会動態」及び「都市基盤」の3つの視点で目指すべき将来の方向を示しています。文化は、この3つの視点のうち、「社会動態」に関する目標である「人口の定着と東京圏からの流入人口の増加を図る」を構成する施策として、以下のとおり位置付けられています。

- ◆ 本市の魅力を広く市外、県外に発信することで、来訪者の増加を図るとともに、本市での定住を促進する。

歴史・文化による地域活性化の推進**<構成事業>**

○文化活動環境の充実

- ・文化芸術鑑賞・体験の場の創出

○文化資源の保存、継承、活用

- ・地域に在る文化財を活用した地域活性化【新規】

5 宇都宮の文化の特色と歩み

《交流拠点として栄えた宇都宮》

宇都宮は、古代には畿内を起点とした「東山道」、中世には鎌倉を起点とした「奥大道」、そして近世には江戸を起点とした「日光道中・奥州道中」の主要道がとおり、都と東北を結ぶ交通の要衝として栄えてきました。また、宇都宮の東部を流れる鬼怒川は、近世に河岸が形成され、高瀬舟が行き交うなど水運が発達し、明治時代に鉄道が開通するまで、物流の中心を担っていました。

このような「陸のみち」「川のみち」を伝って、東西南北から、人・物・情報が流入し、取捨選択を繰り返しながらその土地の気候風土にあった文化が生み出され、定着、そして次世代に受け継がれ、「宇都宮」の礎となり、現在も、東北新幹線や東北自動車道、北関東自動車道など日本の大動脈がとおる重要な拠点都市として発展し続けています。

《原始・古代の宇都宮》

今から4～3万年前に、大陸から人が移動し、日本列島に人が住み始めます。宇都宮でも国指定史跡の飛山城跡でその時期の獲物を捕らえるための「落とし穴」と思われる遺構が見つかり、既に人が住み始めていたことがわかっています。

縄文時代前期（今から6～5千年前）には、東北・北陸地方で多く見られる大型の建物跡と同じようなものが、国指定史跡根古谷台遺跡で発見されています。この遺跡から出土した首飾りや耳飾り等の装身具は、特殊な石を使っており、交易品の可能性が指摘されており、他地域との交流があったことを物語っています。

宇都宮における稲作の本格的な導入は、弥生時代（紀元前3世紀～紀元後3世紀中ごろ）ではなく古墳時代（紀元後3世紀中ごろ～7世紀）になってからと考えられています。この古墳時代の幕開け、即ち畿内地方の大和王権との交流の始まりは、宇都宮南部にある茂原古墳群の築造が契機となります。この地域では東海・北陸地方等の外来系の土器が出土し、古墳文化の萌芽にそれらの人びとの移動が深く関わっていたと考えられます。



根古谷台遺跡



- 16 - 上神主・茂原官衙遺跡

そして、この花開いた古墳文化を引き継ぎ発展させたのが、県指定の笹塚古墳や塚山古墳の被葬者たちでした。

日本が律令国家となった奈良時代(710年～794年)において、国郡里(郷)の中央集権体制が確立し、この地域は河内郡と呼ばれるようになります。その中心となる郡の役所と想定されているのが国指定史跡上神主・茂原官衙遺跡です。この遺跡に隣接する「東山道」とおって、人・物・情報が行き交いました。この頃になると、郡内に郷と呼ばれる拠点的なムラが形成されます。その一つに二荒山神社の南側にあった「鏡ヶ池」の周辺に営まれた「池上郷」があります。二荒山神社がこの地域の守り神として成立したのもこの頃と考えられ、地域の人々の心の拠り所として今日まで信仰されています。

《中世の宇都宮》

中世都市「宇都宮」の中核となる宇都宮城は、939年の藤原秀郷築城説と1063年の藤原宗円築城説がありますが、定かではありません。一般的に宇都宮氏は後者の宗円が初代とされ、22代国綱までの約500年間この地を治めた名門で、二荒山神社の神官を兼ね、政治と宗教の両方を掌握していました。また、鎌倉幕府の要職を務めたり、独自の和歌集を作るなど文武両道に秀でた武将でした。特に、5代城主頼綱は、当時歌人としてはトップクラスの藤原定家と親交を持ち、京都の小倉山にある山荘の襖に貼る色紙和歌を百首選んでもらい、これが後の「百人一首」の基になったと言われています。このような政治の中心である鎌倉や、文芸の最先端である京都、そして金や馬の産地であった奥州との交流を支えていたのが「奥大道」でした。



二荒山神社



重要文化財鉄製狛犬（二荒山神社所蔵）

《近世城下町として繁栄した宇都宮》

江戸時代になると、宇都宮は東北地方の上杉や伊達等の外様大名を抑える上で軍事・交通上の重要地点に位置付けられ、城主には譜代大名から任

命されました。

その中の1人である本多正純は、元和5（1619）年に15万5千石で小山から宇都宮に入封すると、宇都宮城とその城下の整備に取り掛かります。今まで宇都宮城の東側をとっていた奥州道中を西側に付け替え、伝馬町で日光道中と奥州道中に分かれ、大きく町割りもつくりかえられ、近世の城下町としての体裁が整えられました。現在の宇都宮はこの時の町割りがベースとなっています。その後正純は、突然改易となったことから、後に講談などで「宇都宮釣り天井事件」として取り上げられるようになります。



宇都宮城址公園



市指定「宇都宮御城内外絵図」

当時の宇都宮は、参勤交代や日光東照宮の造営、将軍家の日光社参が19回も行われるなど多くの人々が行き交い、浮世草子作家の井原西鶴が「都の風俗にすこしもかはず、男女ともしとやかなり、東に稀なる大所、物の自由も爰也」と紹介するなど「小江戸」と呼ばれるほど交通の要衝として繁栄したまちでした。

《町から市へ 宇都宮市の誕生》

近代に入り、明治17年に県令三島通庸が栃木町から宇都宮町への県庁移転を行い、県庁の新築工事にあわせて、大通りの貫通工事や諸官庁、学校などが整備され、明治18年には東北本線が大宮—宇都宮間で開通し、明治29年には市制施行により「宇都宮市」が誕生し、名実ともに栃木県の政治・文化・経済の中心地となります。また、明治40年に陸軍第14師団司令部が置かれたことにより軍都として国防上重要な役割を担いました。

大正時代に二荒山神社南の「バンバ」広場は常設の屋台店「仲見世」が建ち、バンバと呼ばれる繁華街になり、その後映画館や芝居小屋が立ち並ぶなど、浅草六区にひけをとらぬ賑わいを見せていたと言われています。

また、創作版画で有名な川上澄生が宇都宮で教鞭を執り版画を精力的に製作していたのもこの時期でした。

昭和2年の都市計画法の指定を契機に、街路網と住宅・商業・工業地域、公園や風致地区が確定され、昭和6年に東武宇都宮線が開通すると、沿線の開発を促し、市南西部の市街化が進みます。

昭和20年の宇都宮空襲では市街地の大半を焼失しましたが、一早く戦災復興土地区画整理を進め、全国でもまれにみる復興をとげました。その時の市民の心の支えとなったのが、空襲で焼け野原となった地に焼け残った三の丸の土塁の上の大イチョウで、現在市の天然記念物として指定されています。



宇都宮中央女子高等学校内の赤レンガ倉庫



旭町の大イチョウ

《都市の発達と文化振興の芽生え》

昭和28年に町村合併促進法が公布されると、町村合併の機運が高まり、昭和29～30年にかけて隣接1町10村が合併し、旧市内の商・工・住宅地を中心に、周辺に広大な農業を中心とする地域を加え、市域の拡大とともに、人口も22万人余と増加する中、百貨店の進出やオリオン通りの全蓋アーケード整備など「商業都市」としての基盤形成がなされます。

昭和40年代になると高度経済成長期が訪れ、昭和41年に平出工業団地の造成が完了、昭和47年に東北縦貫自動車道が開通、昭和51年には内陸最大級とされる清原工業団地の造成完了など「工業都市」としての基盤整備が進みます。

このように商工業が発展する一方で、開発に対し文化財を保護する動きも起こります。飛山城跡周辺での宅地開発に対し、地域の人々が中心となり城跡の保存の動きが高まり、昭和52年に飛山城跡が国指定史跡となりました。また、第2霊園建設に伴う発掘調査により見つかった縄文時代の大規模集落である根古谷台遺跡は、全国的な注目を集め、昭和63年に国指定史跡となりました。時の市長は「墓園は他に求めることができるが、

遺跡は他に求めることができない」とし、貴重な遺跡の保存を決断しています。

また生活の基盤整備が進むにつれ、「心の豊かさ」や「生活の質の向上」が求められるようになり、それに併せて「文化芸術の振興」が求められるようになりました。昭和53年には文化活動の拠点となる宇都宮市文化会館が開館し、翌年に宇都宮の芸術・文化活動に携わる団体により宇都宮市文化協会が発足します。さらに、昭和55年に第1回宇都宮市民芸術祭が開催されるなど、市民と行政が連携して文化芸術を振興する体制が整います。

さらに平成に時代が入ってからは、宇都宮大学、宇都宮短期大学音楽科に加え、作新学院大学、帝京大学、宇都宮文星短期大学・文星芸術大学、共和大学が相次いで開学するとともに、新たな芸術分野としてのメディア芸術の振興により、放送・映像に係る専門学校が設置される等文化芸術色の強い「文教都市」としての充実が図られてきました。

産学官の整備が進むにつれ、平成8年には中核市となります。この年は市制施行100周年に当たり、様々な記念事業が行われる中、平成記念子どもの森公園の開園や宇都宮美術館が開館し、新たな教育・文化・芸術の拠点も整備されました。また周年事業の一環として百人一首ゆかりのまちとして全国最大規模の百人一首市民大会が開催されました。それ以外にも宇都宮ゆかりの人物として世界的ジャズプレイヤー渡辺貞夫氏を顕彰する取組として「ジャズのまち宇都宮」の取組を、また妖精学の第一人者井村君江氏からの妖精関係資料の寄贈を受け、全国有数の妖精ミュージアムを開設するなど本市のゆかりの多彩な文化振興事業を展開してきました。

《新たな文化交流都市を目指して》

現在、平成19年の宇都宮市、河内町、上河内町の1市2町の合併により人口50万人を超える大都市となり、平成23年の北関東自動車道の開通や平成27年の宇都宮ライトレール株式会社設立による新たな交通網が整備されることにより、近世から現代へ新たな「文化の交流拠点」としての役割が大いに期待されています。



宇都宮美術館



宇都宮市文化会館

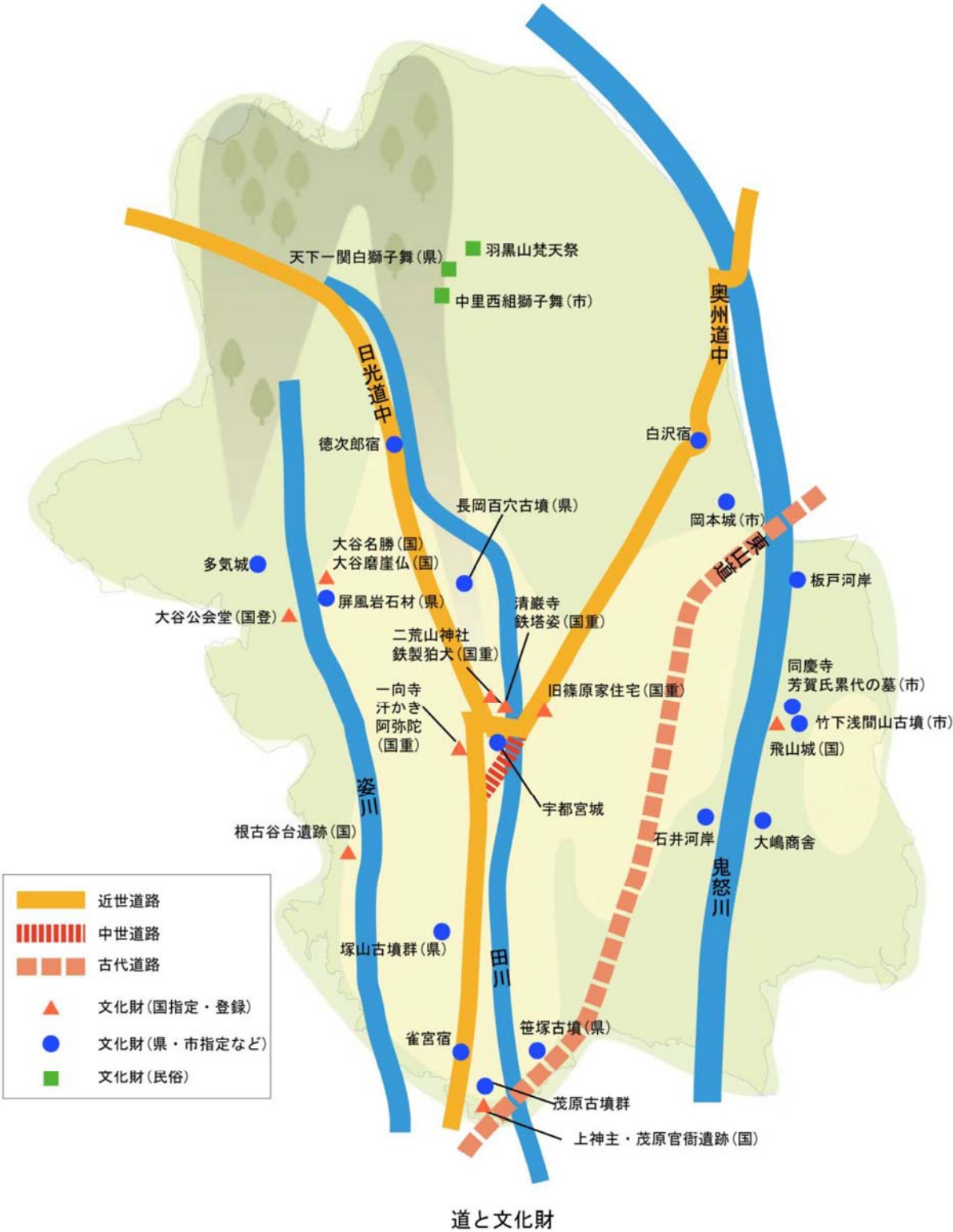
【本市ゆかりの人々】

◆政治・経済

下毛野古麻呂	生年不詳 - 710 古代の下野国河内郡出身の政治家。大宝律令の編纂に参画。兵部卿や式部卿を歴任。下毛野氏は二荒山神社の主祭神である豊城入彦命の子孫と言われている。
藤原 宗円	生没年不詳。前九年の役の際に凶徒調伏などで功績を認められ、宇都宮明神の社務職となる。宇都宮氏の初代とされている。
宇都宮 頼綱	1172 - 1259 宇都宮五代城主。法然に師示し、出家後、蓮生を名乗る。藤原定家とも親交があり、小倉山にある山荘の襖に貼る色紙和歌をお願いする。これが後の「百人一首」の始まりと言われている。
宇都宮 貞綱	1266 - 1316 宇都宮8代城主。日本が元に攻められた際に大將軍として6万の幕府軍を率いて九州に赴く。鎌倉幕府の引付衆を歴任。
宇都宮 公綱	1302 - 1356 宇都宮9代城主。南北朝期の武将で、千早城攻めの際に知将楠木正成と対戦。「坂東一の弓矢とり」と言われた。
本多 正純	1565 - 1637 江戸時代の宇都宮城主。奥州道中や日光道中など宇都宮城下を整備し、現在の宇都宮の町割りの基礎を築いた。
戸田 忠友	1847 - 1924 宇都宮藩最後の藩主。版籍奉還で宇都宮藩知事となる。
蒲生 君平	1768 - 1813 宇都宮生れ、「寛政の三奇人」の一人で学者・思想家。水戸学の影響を受け尊王や沿岸防衛を説く。『山陵誌』を執筆。前方後円墳の名付け親と言われている。
川村 迂叟	1822 - 1885 幕末～明治の商人。宇都宮の山稜修補事業に資金提供。明治4年に洋式製糸機械を導入し、大島商社を設立
三島 通庸	1835 - 88 鹿児島県生まれ、政治家。栃木県知事として赴任し、宇都宮に県庁を移転

◆芸術・スポーツ

明石志賀之助	生没年不詳。宇都宮生れ、江戸時代の力士。家光の時代に「日下開山」の称号を受け、初代横綱と言われている。
与謝 蕪村	1716 - 1784 摂津国生れ、江戸時代の俳人、画家。宇都宮で編集した『歳旦帳（宇都宮歳旦帳）』で初めて「蕪村」と称した。
川上 澄生	1895・1972 神奈川県生まれ、大正から昭和にかけて活躍した創作版画家。「木版画の詩人」とも称され、宇都宮中学校（現・宇都宮高校）の英語教師でもあった。
野口 雨情	1882 - 1945 茨城県生れ、宇都宮を終の棲家とした詩人、童謡・民謡作詞家。代表作に「赤い靴」「七つの子」「シャボン玉」
青井 鍼男	1872 - 1937 宇都宮生れ。一高、帝大で野球の名選手として活躍、卒業後、学生野球の普及に尽力。第一回の野球殿堂入り。



本市の文化財の一例

有形文化財	建造物	旧篠原家住宅、岡本家住宅、小野口家住宅、宇都宮中央女子高校赤レンガ倉庫、カトリック松が峰教会、宇都宮高校旧本館、旧大谷公会堂 など
	その他	一向寺文書（甲・乙二軸）、田中正造墨跡、刀 銘 野州住藤原守勝、飛山城出土墨書土器（烽火銘）、木造地藏菩薩立像(延命院) など
無形文化財	神楽(二荒山神社の神楽、八坂神社の神楽、瓦谷の神楽)、獅子舞(関白獅子舞、飯山の獅子舞、関掘の獅子舞、宗門獅子舞)、堀米の田楽舞、宇都宮鳶木遣り、篠井の金堀唄 など	
民俗文化財	野州麻の生産用具、蓬萊町の屋台、石那田八坂神社天王祭礼神輿並びに屋台・神楽獅子・猿田彦面・採物・衣装一式、天棚 など	
記念物	名 勝	大谷の奇岩群(御止山・越路岩)
	史 跡	大谷磨崖仏・千手観音立像、飛山城跡、上神主・茂原官衙遺跡 など
	天然記念物	新町のけやき、立伏のツバキ、下ヶ橋の三ツ股力や、金剛定寺のかや など
市内の主な祭り	冬渡祭・春渡祭、茅の輪くぐり、大杉様の祭り(下砥上町の大杉様、中島町の大杉様)、石那田の天王様、徳次郎の夏祭り、天祭(瓦谷町下の天祭、篠井町上の天祭)、菊水祭、鎮守様の秋祭り(川俣町の秋祭り、横山町の秋祭り)、梵天祭り(平出町の梵天、鶴田町の梵天、下町の梵天)、野高谷の大盛飯 など	
手 仕 事	太鼓作り、黄ぶな作り、刀剣拵え、座敷簀作り、藁細工、ふくべ細工、竹細工、かき紋など	
民 話	汗かき阿弥陀、飯山の獅子舞、一条町の坂道、宇都宮城の釣天井、宇都宮明神援兵の話、うらない仏、大網のいわれ、大石神社、大谷寺、おしどり塚、おしんめさまおこま犬、おびんするさん、鏡ヶ池、鎌倉坂、亀井の水、茅勘助の碑、黄鮒と郷土玩具、久部川の水止め、孝子桜、ごぜ石、静桜、蛇々窪の大蛇、篠井の池、正月餅と宝泉寺、飛山城の白ナマズと古井戸、戸室山の百穴、長岡の百穴、長柄稲荷(へび長屋)、白蛇、橋潜り地藏、初音観音、樋爪氏の首、火防ぎ延命地藏、藤原利仁の悪者退治、不思議なお灯明 など	
古 道	古代の東山道、中世の鎌倉街道、近世の道(城下の道、奥州街道、日光街道、脇道(石井道・道場宿道、真岡道、上三川町、鹿沼町、佐野道、駒生道、文挾道、新里道、大網道、篠井道、羽黒道、砂田道、長岡・川俣道、平出道、市兵衛道、たつ街道))、城道(根古屋城への道、飛山城への道)、信仰の道(大谷観音への道、多気不動尊への道、安産稲荷への道、御岳神社への道、成願寺への道、茂原観音への道) など	
その他	金属工芸、民間信仰、絵馬、名木、先人墓所、農具・農耕に伴う儀礼 など	

市内所在指定文化財等件数 平成27年3月31日現在

区 分	種 別	国指定	国登録	県指定	市指定	市認定	計
有形文化財	建 造 物	2	16	1	10	9	38
	美術工芸品(絵画)			[5]38	115		153
	美術工芸品(彫刻)	2		7	32		41
	美術工芸品(工芸品)	(1)2		53	28		83
	美術工芸品(書跡)	(1)1		[1]4	5		10
	美術工芸品(典籍)				1		1
	美術工芸品(古文書)				2		2
	美術工芸品(考古資料)	(2)[1]4		6	19		29
	美術工芸品(歴史資料)				27		27
無形文化財	芸 能				10		10
民俗文化財	有 形	1		2	19		22
	無 形			1	2		3
記念物	史 跡(特別史跡含む)	4		7	21		32
	名 勝	1					1
	天然記念物			7	30		37
合 計		17	16	126	321	9	489

※ 国登録有形文化財の「宇都宮市水道資料館(旧管理事務所)」は日光市所在のため除外

※ () は、うち認定文化財の件数

※ [] は、うち所有者が市外の場合